

# 京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第45号

## 目次

デジタル・アーカイブ連携を  
めぐる秩序と統制

逢坂 裕紀子…………… 2

教職追放を受けた京大教員

渡辺 恭彦…………… 4

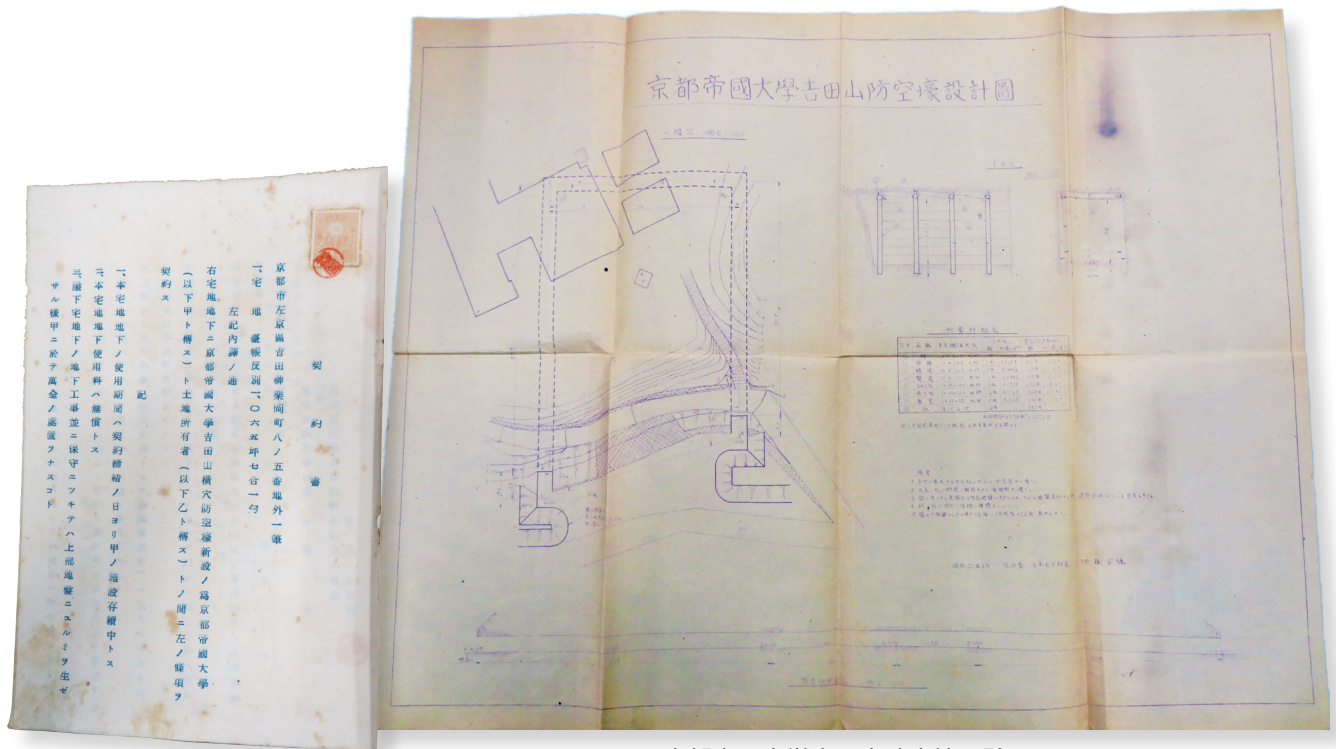
日誌…………… 6

大学文書館の動き：…………… 7

『武藤一雄関係資料』『藤縄謙三関係資料』  
を公開しました

「吉田山防空壕」のこと

西山 伸…………… 8



吉田山防空壕新設のための契約書  
(1945年7月)

京都帝国大学吉田山防空壕設計図  
(1945年3月)

新たに見つかった吉田山防空壕の設計図(右)と契約書(左)。これまで回想や日記から計画自体は知られていたが、今般発見された資料はその内実に迫るものである。設計図の左上部に斜めに記されているのが、契約を結んだ土地所有者の宅地で、その下に点線で「コ」の字型に描かれているのが防空壕と思われる(関連記事8頁)。

# デジタル・アーカイブ連携をめぐる秩序と統制

国際大学 GLOCOM 研究員 逢坂 裕紀子

## 1. はじめに

近年、私たちはインターネットを通じてさまざまなデジタル・アーカイブにアクセスできるようになり、文化資源に関する情報が簡単に共有され、利用できる環境が整いつつある。本稿では、デジタル化されたコンテンツの収集と配布に焦点を当て、知的財産権の帰属と、異なる分野やコミュニティで形成されてきた秩序と合理性がどのような影響を与えているかについて考察する。

## 2. デジタル・アーカイブとその成立背景

日本におけるデジタル・アーカイブの登場は、1990年代に急速に発展したインターネットと深く結びついている。しかし、その確立に関連する重要な課題は、技術的な側面よりも、むしろ社会のおよび文化的なものだったと言える。1990年代中頃に「デジタルアーカイブ」という用語と概念を最初に提唱したのは月尾嘉男であり、同氏による「デジタルアーカイブ構想」では、「有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞、情報ネットワークを利用して情報発信」することが重要視された。この定義がその後の政策提言にも影響を与え、文化的コンテンツをデジタル・アーカイブの主要な対象として、「閲覧・鑑賞・情報発信」の機能が強調されることとなった。

デジタル・アーカイブという用語は、その後広く社会に普及し、その概念もデジタル形式の資料・情報・データを蓄積・集積・保存し、ユーザーに提供する仕組み全般として、より幅広く捉えられるようになった。また、2008年にIFLA (International Federation of Library Associations and Institutions) と OCLC (Online Computer Library Center) から MLA (Museum, Library and Archives) 連携に関する報告書が発表されると、これが日本において MLA が連携してネットワーク

上で統合的に情報提供するきっかけとなった。今日では、さまざまな機関のデジタルデータを連携させて新たな知識や経験を生み出すツールとしてデジタル・アーカイブが認識されつつある。

これらの枠組み全体に対する呼称が、デジタルコレクションやデジタルミュージアム、デジタルライブラリではなく、「デジタル・アーカイブ」という用語で確立した背景について、後藤真は、「記録資料のまとめり」と“図書館”を意味する伝統的な「アーカイブズ」が概念として社会に浸透する前に「デジタル・アーカイブ」が流通したことにより、ねじれが生じたと指摘している<sup>1</sup>。また、後藤によれば、初期のデジタル・アーカイブが資料の「鑑賞」には成功したものの、本来のアーカイブの目的であった「長期的な保存・活用」や、「評価・選別」「出所原則」などの理念について適切な配慮を欠いたために、アーカイブズ関係者や文化資源の保存に携わる人々に「情報技術へのある種の懐疑を抱かせ、シニカルなスタンスに立たせてしまった」とされる。

このように、デジタル・アーカイブの概念は、ミュージアム、ライブラリー、アーカイブズなどの資料の保存と活用において共通性を持ちながらも、独自の学問体系や秩序を持つ分野を包摂しながら展開してきた。そして、2020年には、国立国会図書館を中心に国内最大の横断検索システムである「ジャパンサーチ」が正式に公開された。

## 3. デジタル情報資源の連携と知識の普遍性

国立国会図書館がこの多様なデジタル情報資源の連携を主導することの意義に目を向けてみたい。長らく図書館は、蔵書の収集を通じて、個々の書籍や資料が持つ知識の断片を統合し、人類が築き上げた知識総体を反映させようとしてきた。一方で、特定の分野において構築されるデジタル・アーカイブは、ネットワークを介してつながることで、その知

識が普遍的に利用可能となる。このように、公共図書館とデジタル・アーカイブは「知識の普遍性の確保と市民へのアクセスの保障」という視点から共通性を見出すことができる。個々のデジタル・アーカイブにとって、横断検索システムへの参画は利便性の向上を低コストで実現できる一方で、当然ながら所有データの提供を求められることになる。そのため、連携の主催者は、参加機関やコミュニティが属している社会で広く認められた存在であることにくわえて、コンテンツを最小コストでひろく提供することを担保する必要がある。情報化社会の進展において、国立国会図書館がデジタル情報資源の連携を主導する立場にあることは、図書館が持つ「知識の普遍性の確保と市民へのアクセスの保障」という使命によってもたらされたものだと言えるだろう。

#### 4. オープンアクセスとアーカイブズ

近年、オープンサイエンスの考え方が浸透し、デジタル・アーカイブにおけるオープンアクセス化が進展している。この動きは、著作権や関連する法的権利に関する問題を整備し、クリエイティブ・コモンズなどから派生した利活用促進の取り組みと共に広がっている。ここでは「アジア歴史資料センター」(以下「アジア歴」)の取り組みについてアーカイブズとオープンアクセスの観点から触れる。

日本のデジタルアーカイブの歴史の中で異色の存在と評されることもあるアジア歴は、1994年の平和友好交流計画に関する当時の村山総理の談話をきっかけに、2001年に設立された。アジア歴は、資料の原本を所蔵せず、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所の三機関が保管するアジア歴史資料の目録情報と画像データを、いつでも、どこでも、だれでも、自由に、無料で利用できるデジタルアーカイブとして開設された。その設立には、1990年代以降、近代日本の戦争や植民地統治に関連する歴史問題が顕在化し、外交問題に発展した背景がある。また、日本における歴史資料の保存と公開に関する取り組みやアーキビストの育成が、他国と比べて遅れていたことが、日本の近現代史の研究と教育に影響を及ぼし、近隣諸国との対話を妨げる要因とみなされたとも言われる。

インターネット上で電子資料を提供する「国内屈指の先導的なデジタル・アーカイブ事例」として登場したのが公文書を公開するアジア歴だったことは、日本におけるオープンアクセスの展開においてどのような役割を果たしたのだろうか。日本の公共図書館が、蔵書の著作権処理に関する課題から、デジタル情報化において書誌情報の提供と付带的サービスの充実に注力し、テキストの提供には当初あまり焦点を当てなかったのとは対照的に、文書館は原則として保存期間を満了した文書を所蔵しているため権利処理コストが低く、結果としてオープンアクセスの展開において重要な役割を果たした。アジア歴の存在は、オープンアクセスの推進に寄与し、デジタルアーカイブの進展とアーカイブズとの関係を示す一例と言える。

さらに、美術館と文書館は資料の収集と提供において異なる姿勢を持つ。とりわけ美術館では画像ライセンスビジネスとの歴史的な関係から、画像データの提供に様々な配慮や権利処理対応が必要となるのに対して、文書館は所蔵資料を無料で閲覧提供することに慣れてきた。

#### 5. おわりに

今日、多くの機関が幅広いデジタル・アーカイブを提供している。これらの取り組みは、文化資源や情報へのアクセス向上において重要な役割を果たしている。しかし、個別の組織やコミュニティが直面する状況や課題が多様であり、一概には語るができない。

そして、異なる分野の協力と連携がますます不可欠となっている現在、私たちが共有する情報と知識を増やし、より多くの人々がその恩恵を受けられるようにするために、異なる組織やコミュニティが協力し、持続的な連携を築くことが重要となる。そして、そのためには、各組織やコミュニティが自身の秩序や合理性を詳細に理解し、関係者の立場や考えを共有し合うことが必要である。

<sup>1</sup>後藤真「アーカイブズからデジタル・アーカイブへ：「デジタルアーカイブ」とアーカイブズの邂逅」知的資源イニシアティブ編『アーカイブのつくりかた：構築と活用入門』勉誠出版, 2012, p.103-116.



## 教職追放を受けた京大教員

京都大学大学文書館助教 渡辺 恭彦

敗戦後に連合軍最高司令官総司令部 (GHQ) によって行われた様々な占領政策の中で、大学に関するものの一つに教職追放がある。審査対象は全学の教職員にわたった。ここでは、審査の経緯と教職追放を受けた教員の動向について文書館所蔵資料をもとに見てみたい。

1946年5月6日、審査に関する勅令第二百六十三号「昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク教職員ノ除去 就職禁止及復職等ノ件」が公布され、翌5月7日にその施行令が制定された（閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号）。教職追放の基準を示したのが、同省令に付された別表である。別表第一は、講義・講演・著述・論文等の言論や行動によって、侵略主義あるいは好戦的国家主義を鼓吹し、大東亜政策、東亜新秩序等に理念的基礎を与える学説を唱えたりした者を審査委員会によって判定するものとした。別表第二は、職業軍人や国民精神文化研究所などの官職に通算2年以上いた者などを、審査委員会にかけることなく指定するものである。

1946年5月7日付の文部省訓令第五号により、教員適格審査委員会の設置が文部省から各大学に要請されると、京都帝大では、計105名の審査委員からなる委員会が各学部設置された。各学部は、様式指定の調査表により報告するよう文部省から求められた。別表第一を基準に各学部の審査委員会から不適格と判定された者は、1946年度末で9名（佐伯千仞、大西芳雄、倉内吟二郎、上治寅次郎、西谷啓治、鈴木成高、松村克己、大塚一朗、高田保馬）に及んだ。

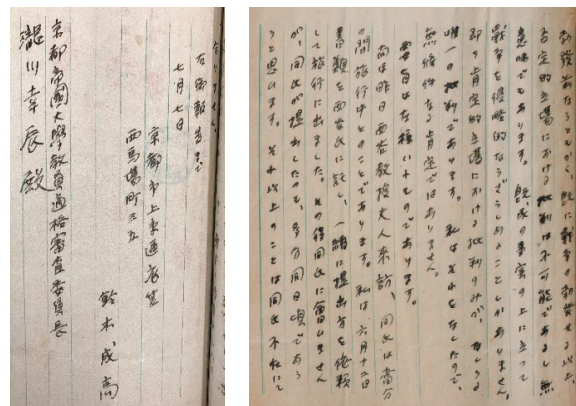
各学部の適格審査委員会資料のうち、文書館で唯一所蔵しているのが文学部のものである（『教員適格審査委員会関係書類 自昭和二十一年五月 至昭和二十四年九月』識別番号02B07722）。文学部では1946年10月末までに77名が審査を受け、そのうち松村、西谷、鈴木の3人が不適格の判定を受けた。審査の経緯は概ね次のようなものである。

松村は、大東亜戦争を聖戦と断じたこと、日本的基督教の南方進出を力説したことなどが、時流に便乗し教育者としての思想的節操を欠くものとして不適格と判定された。

1946年8月5日、文学部教職員適格審査委員会から西谷へ、調査表に記載した講演内容等について報告するよう通知が出された。西谷は京大の月曜講義や「近代の超克私論」と同内容の講演（「新しき人間の形成」や「新精神の探究」といった題目）を京都帝大、三高、四高等をはじめ全国各地の学校や教育会で行った旨を即日回答している。1946年10月7日の審査判定で西谷は不適格判定を受けるが、その理由となったのは『世界史的立場と日本』（1943年3月25日）及び「世界観と国家観」（1941年8月5日）で東亜新秩序や大東亜戦争に理念的基礎を与えたというものであった。

9月10日、鈴木は海軍大学校との関係について報告を求められると、1943年頃に同校教官仙田大佐の来訪を受けたことを3日後に報告した。来訪は高山岩男の紹介によるものだった。戦史の研究法に関する報告書一通の送付と図書への借り受けのみで、職務上の関係はなかったという。この件は鈴木が不適格となった理由にはならず、『世界史的立場と日本』において東亜における日本の指導性を論じたことなどが判定理由であった。

兩名とも、不適格8票、適格3票により不適格判定の通知を受けた。2人は再審査を請



写真：鈴木成高上告書の要旨  
（『大学教員適格審査委員会 S22.5 S23.5』識別番号01A05632）

求、さらに特別審査上告を大臣宛に提出するが、判定がくつがえることはなかった。1947年7月7日、教員適格審査委員長であった瀧川幸辰宛に鈴木は上告書要旨を送っている。その文面を見よう。「中央審査会の判決文によりますと、私が新秩序を容認し、また戦争を肯定したということが唯一の判決理由となつております。私はこのことを認めます。然し容認または肯定することが勅令の該当事項であるとは認められません。のみならず、私は無条件に容認し肯定したものではありません。肯定的立場においてこれを批判した者であります。戦争勃発前ならともかく、既に戦争の勃発せる以上、否定的立場における独創は不可能であるし無意味でもあります。既成の事実の上に立つて戦争を侵略的ならざらしめることしかありません。即ち肯定的立場における批判のみが、なしうる唯一の批判であります。」(写真) 要旨のみから鈴木の本意を捉えることは難しいが、新秩序と戦争を肯定的立場から批判したことが強調されている。裏から言えば、新秩序や戦争を公然と批判することは当時誰にとっても難しかったのではないか。いずれにせよ、鈴木の本意は、審査委員の多くに受け入れられなかった。

不適格判定の理由となった『世界史的立場と日本』は、1941年11月26日、1942年3月4日、11月24日に行われた3回の座談会を収録した書籍で、1943年3月25日に中央公論社から刊行された。出席者は、高坂・西谷・高山・鈴木の4人である。高坂と高山は、座談会での発言とは関係なく、大日本言論報告会理事であることが別表第二に抵触し、自動的に不適格となった。

同書刊行前後、学内の月曜講義のみならず、外部団体からも講演や研究発表の依頼が寄せられた(表)。「大東亜建設の理念」を主題に講演者が選ばれた月曜講義は、田辺元の「死

生」で始まり、座談会の出席者4人全員が続くかたちとなった。また、鈴木が講演した興南錬成院は別表第二にも記載されている団体で、西谷が総力戦研究所から求められた講演も不適格理由に近い内容である。座談会がきっかけとなり、外部団体からののはたらきかけがあったといえよう。

時勢に巻き込まれる側面があったことはたしかだが、4人の教育研究活動が停止することはなかった。この時期に西谷が行った講義を、後に京大文学部宗教学第二講座を担当する武藤一雄が学生として受講していた。受講ノートからは、刊行から約1か月後の1943年5月に始まる西谷の講義が密度を落とさず行われたことが窺える(「西谷教授」識別番号 武藤-91)。

1943年6月5日、高山は学位を申請する。高山は田辺退官後の哲学哲学史第一講座を担当することが1945年6月21日付で決まり、11月に学位を授与され、12月には教授に任用された(『教授会記録昭和20年 昭和21年』識別番号 03B00063)。西谷が学位を授与されたのも、敗戦直後の1945年9月30日である。2人の学位審査や業績評価が時勢の影響を受けた形跡は見られない。敗戦後、2人の学術的評価が立て続けに確定したとみることができよう。その一方で、前述のとおり高山は文部省から不適格指定を受け1946年8月20日に退官する。経緯は異なるものの、座談会に出席した4人は教職追放により大学を去ることとなった。

敗戦をはさんでの学位審査やその1年ほど後の教職適格審査に審査者・被審査者として臨まなければならなかった教職員には痛切なものがあつたと想像される。しかし、このような難しい状況においても、学内の意思決定により授与される学位は、外部からの影響を受けず独立性を保ったといえよう。

講演者	日時	場所	内容
西谷啓治	1943/2/10	総力戦研究所	思想戦関係所員並に研究生約20名に対し「東亜新秩序の基本理念」に関する講演並に指導
鈴木成高	1943/4/23,24	興南錬成院	「世界史の理念」について講演
鈴木成高	1943/5/24,25	京都帝大	第二回月曜講義 大東亜戦争の歴史的考察
高山岩男	1943/5/28,29	九州帝大	日本文化講義
高坂正顕	1943/5/31,6/1	京都帝大	第三回月曜講義 日本的真理の現段階
高山岩男	1943/6/14,15	京都帝大	第五回月曜講義 八紘為宇に就いて
西谷啓治	1943/6/21,22	京都帝大	第六回月曜講義 新精神の探究
高山岩男	1943/7/22,23	東北帝大	日本諸学振興委員会哲学特別学会で研究発表

表：『世界史的立場と日本』刊行前後に依頼のあつた講演等  
『教授会記録 昭和18年』識別番号 03B00062 及び『京都帝国大学新聞』にもとづき作成



## [日誌] (2023年4月～2023年9月)

- |   |   |
|---|---|
| <p>2023年<br/>4/5 田澤仁氏より、三高時代の徽章寄贈。<br/>4/6 学外より、文学部教官三浦周行の留学・出張に関する文書について照会。<br/>4/6 西山教授、新採用職員研修において「京都大学の歴史」「なぜ公文書を作る - 公文書管理法と私たち -」と題して講義。<br/>4/17 読売テレビより、「京都はなぜ`学生の街、になったのか」につき取材 (4/25「朝生ワイドす・またん」において放映)。<br/>4/17 NHK 歴史探偵「隠された原爆被害」につき、原爆展関係資料(未公開)の撮影(8/2 放映)。<br/>4/19 京都新聞より、ヘルメットをかぶった学生が議会を傍聴している写真所蔵の有無について照会。<br/>4/23 橋本助教、日本アーカイブズ学会2023年度大会自由論題研究発表会(於中央大学)において、「AI vs HI: 日本のアーカイブズの実務にAIを導入するための前提を考える」と題して研究報告。<br/>4/27 大学文書館教員会議。<br/>4/28 朝日新聞より、企画展「1969年再考」の取材。<br/>4/28 学外より、所蔵している京都帝国大学医科大学等への暖房汽罐周囲の煉瓦納品関係書類の価値について照会。<br/>4/28 『京都大学大学文書館だより』第44号刊行。<br/>4/30 事務補佐員酒匂由紀子退職。オフィスアシスタント立花孝裕退職。<br/>5/1 オフィスアシスタント古畑遊河採用。<br/>5/9 花園大学図書館司書課程より、企画展「1969年再考」の取材。<br/>5/10 松田陽一氏より、1977年京大11月祭関係資料を寄贈。<br/>5/11 NHKラジオセンターより、学徒出陣を学生にどのように伝えているか取材。<br/>5/15 名古屋大学・筑波大学・日本大学・法政大学・大阪大学より、企画展「1969年再考」および大学文書館書庫の見学。<br/>5/17 学外より、資料の請求方法と、文学部への留学生に関する資料の調査方法について照会。<br/>5/21 学外より、戦前に京大に留学した馬君武(馬和)の京都帝国大学一覧の掲載有無について照会。<br/>5/22 読売新聞より、企画展「1969年再考」の取材。<br/>5/25 学外より、小野和子著「京都大学最初の中国人留学生 - 「女性の権利」の訳者馬君武 -」(京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』思文閣出版、2002年に所収)について照会。<br/>5/25 大学文書館教員会議。<br/>5/30 山崎博昭プロジェクト関西運営委員会より、企画展「1969年再考」の取材。<br/>6/2 毎日放送より、学徒出陣について取材。<br/>6/3 橋本、稲盛和夫研究会(於京セラ稲盛ライブラリー)において、「デジタル『アーカイブズ』の利用と保存」と題して研究報告。<br/>6/5 毎日新聞より、企画展「1969年再考」の取材。<br/>6/14 学外より、歴代教員履歴データベース登録の谷口吉彦の名前の読み仮名について照会。<br/>6/16 京都大学工学部電気電子工学科より、関西電力株式会社から平澤総長宛「関電記念館(現・工学部電気総合館)他」の贈与にかかる目録寄贈。<br/>6/20 学内より、応援歌「新生の息吹」の作詞を公募した際の要項の所蔵の有無について照会。<br/>6/20 学外より、企画展「1969年再考」について照会。<br/>6/22 大学文書館教員会議。</p> | <p>6/23 学内より、企画展「1969年再考」について照会。<br/>6/26 福岡女子大学百年史編纂室より、『京都大学百二十年史 通史編』の販売部数について照会。<br/>6/26 教育学研究科授業の一環で学内教員・学生に大学文書館の説明および書庫案内。<br/>6/27 東京大学大学院教育学研究科出身者より、企画展「1969年再考」の取材。<br/>6/27 京都新聞より、①出陣学徒壮行式は各大学で行っていたのか。②各大学で戦没者名簿の作成は進んでいるのかについて取材。<br/>6/27 清浦奎明氏より、ライブツィヒ大学から曾祖父清浦奎吾に授与された博士号(国家学)証書寄贈。<br/>7/4 京都大学百周年時計台記念館より、時計塔内で保管されていた歴代総長写真アルバム寄贈。<br/>7/5 毎日放送、学徒出陣関係資料撮影のため来館。<br/>7/6 学校法人北海学園に有賀鐵太郎関係資料(一部)を貸し出し。<br/>7/7 朝日新聞東京本社より、京大医学部の原爆調査団について照会。<br/>7/7 京都新聞より、学徒出陣について取材。<br/>7/14 沢田こゆみ氏より、卒業論文、成績・証書等、京大作家集団『作品集』寄贈。<br/>7/18 学内より、小西重直・松井元興肖像画の調査。<br/>7/20 大学文書館教員会議。<br/>7/21 武藤一雄関係資料を公開。<br/>7/21 藤縄謙三関係資料を公開。<br/>7/21 京大医学部紛争関係資料を公開。<br/>7/24 西山、学徒出陣につき川西利衛氏より聞き取り。同氏より、日の丸寄せ書き(大阪高等学校時代)、写真(海軍時代および京大時代)寄贈。<br/>7/29 西山、2023年度現代史研究会大会において「『東大パンフ』とは何だったのか - それは徒花だったのか -」と題して報告。<br/>7/31 教育学研究科授業の一環で学内教員・学生に大学文書館の説明および書庫案内。<br/>8/4 岩崎三之利氏より、戦時期写真寄贈。<br/>8/4 西山、神奈川県立湘南高等学校生徒に「大学って何をするとこ? - 京都大学の歴史を通じて考える -」と題して講義。<br/>8/4 安井大輔氏より、榎本克彦に関する資料寄贈。<br/>8/8 企画展「京大生の「戦争」開催(～11月5日)。<br/>8/8 高田保馬関係資料(追加寄贈分)を公開。<br/>8/9 毎日放送より、企画展「京大生の「戦争」」の取材。<br/>8/9 京都新聞より、吉田山防空壕について取材。<br/>8/22 読売新聞より、企画展「京大生の「戦争」」の取材。<br/>8/24 学外より、京大出身者の戦死の事実について照会。<br/>9/8 読売新聞東京本社より、企画展「京大生の「戦争」」および学徒出陣報告書について取材。<br/>9/20 大阪経済大学総務部総務課より、大学文書館の業務・施設見学のため来館。<br/>9/22 学内より、応援歌「新生の息吹」の作曲当時の楽譜の有無について照会。<br/>9/25 学外より、①福岡医科大学の英語表記について、②京都帝国大学事務官森春吉の福岡赴任の事情について照会。<br/>9/26 大学文書館教員会議。<br/>9/28 読売新聞より、学徒出陣につき取材。</p> |
|---|---|

## 大学文書館の動き

### 『武藤一雄関係資料』『藤縄謙三関係資料』を公開しました

大学文書館では、2023年7月21日より『武藤一雄関係資料』『藤縄謙三関係資料』を公開しています。

武藤一雄関係資料227点のほとんどすべてが、文学部宗教学第二講座（基督教学講座）で1957年から教鞭を取った武藤一雄（1913～1995）による直筆の講義・受講ノートや日記からなります。受講ノートは、田辺元、西谷啓治、高山岩男らの講義をおそらくそのまま筆記したものです。そのうちの一つ「懺悔道 田邊元教授 Jaspers, Philosophie(1) Existenz phil.」（識別番号 武藤-69）は、田辺が京大で最後に行った特殊講義「懺悔道」の受講ノートです（写真1）。記された日付から、1944年10月の開講以降、武藤が毎週出席したことを確認できます。同講義の内容はのちに、田辺元『懺悔道としての哲学』（1946年4月）として刊行されました。同書の序で触れているように、敗戦後国民に勧められた総懺悔とは別に、戦時中から田辺は懺悔道の哲学を構想していました。受講ノートに見られる明瞭な図は、刊行書籍にはなく、田辺の思考の軌跡を鮮明に伝えています。また、社会思想史の講義ノート類は、時代が古代・中世・近世に渡っているだけでなく、当時刊行された最新の研究文献も参照されています。武藤が青年時代に幅広い学識を吸収していたことを示しているといえます。

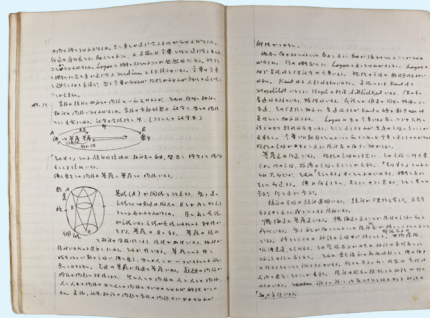


写真1：「懺悔道 田邊元教授 Jaspers, Philosophie(1) Existenz phil.」

藤縄謙三関係資料123点はすべて、文学部西洋史学第一講座で1970年から教鞭を取った藤縄謙三（1929-2000）による直筆のノートです。ヘロドトスやトゥキュディデスの思想をはじめ、古代ギリシア史に関する原稿や翻訳のノートが大半を占めています。判読しやすい字で書かれ、入念に推敲した跡が見られます（写真2）。ほかに、「ヘロドトスの現代的意義 Herodotos und Max Weber -東京での講演-」（識別番号 藤縄-122）を繙くと、古代ローマ史、ギリシア史研究者や政財界人向けの講演内容を清書したものであることが分かります。ウェーバーが次々と専門を変えたり拡大したことを評して学問上の立場は素人的などと記されており、聴衆の興味を引く工夫をこらしていたことが窺われます。

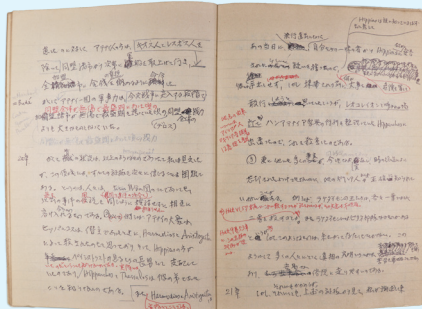


写真2：「Thukydidēs I. 1章～70章 (Thukydidēs)」  
（識別番号 藤縄-14）

いずれも、専門的研究のみならず幅広い御関心に応える資料と思われる。ぜひご来館のうえ閲覧していただければ幸いです。

## 「吉田山防空壕」のこと

京都大学大学文書館教授 西山 伸

敗戦直前、京大では重要施設の地下壕移転が検討され、吉田山の北側斜面に防空壕の掘削が開始された、という事実は、当時営繕課長で戦後工学部教授になった西山外三の回想により筆者も知っていた（西山「本土決戦の虚妄」『京大広報』第234号、1982年5月1日）。西山によれば、1945年2月初めに羽田亨総長から話があり、7月に朝鮮人労働者を使う民間業者に発注したが、10メートルも掘り進めないうちに敗戦になり「一応の埋戻しをやった」のだという。

この「吉田山防空壕」について、西山の回想以外の資料が長く見つからずにいたところ、2019年に公開された羽田亨総長の日記に記載があるのが発見された。1945年7月13日、羽田は京大の空襲対策の遅れについて記し、「吉田山防空壕掘鑿、木造建築物ノ撤去、水ノ用意、機械器具ノ移転等大童ニテ進行ヲ計レド諸事意ノ如ク進捗セズ齒ガユキコト限り無シ」（京都大学大学文書館編『京都大学大学文書館資料叢書1 羽田亨日記』2019年、180頁）と書いていた。この発見を受けて昨年刊行された『京都大学百二十五年史 通史編』（京都大学百二十五年史編集委員会編、2022年）に、筆者は西山の回想と羽田の日記にもとづき「吉田山防空壕」について執筆した。

その後、百二十五年史編集室の川口朋子助教（当時）が、大学文書館所蔵資料のなかに「吉田山防空壕」に関する文書を見つけ出した。筆者にとっては全く初見の資料で、戦争末期の京大についての興味深いエピソードを語るものとして、ここに紹介する次第である。

関係する文書が綴じられている資料は会計課作成の『昭和二十年度 雑書綴』（識別番号01A21076）である。ここに綴じられているのは、京大と土地所有者との間で結ばれていた契約の解除に関する1945年11月1日起

案の文書である。言うまでもなく敗戦で防空壕が不要になったため、契約を解除するに至ったわけである。そしてこの文書に、掘削に先立ち結ばれた契約書や関係の図面（計5点）などが添付されている。なお、掘削を発注したという民間業者に関する文書はここには含まれていない。

西山の回想によれば、土地所有者は当初なかなか契約を結んでくれなかったそうである。土地所有者からしてみれば、自分の宅地の下に防空壕が掘られるわけで、地盤が緩んでしまうのではないか、使用している井戸が水枯れしてしまうのではないか、など不安は尽きなかったのは当然であった。そこを「警察官を同道したりして、半ば強権をふりまわし」て契約したのだという。

残されている契約書からは、もちろんそのようなことは分からない。しかし、「崖下宅地下ノ工事並ニ保守ニツキテハ上部地盤ニユルミヲ生ゼシメザル様甲〔京大のこと一引用者〕ニ於テ万全ノ処置ヲナスコト」「本工事ニ因リ宅地内井戸ノ水位ニ変化ヲ生ジ井水使用状況ニ異動ヲ生ジタル時ハ甲ニ於テ適當ナル補修工事ヲナスコト」と契約書にあるのは、土地所有者の不安を解消させるためであったろう。ちなみに契約が締結されたのは7月25日であった（西山の回想では7月5日だが、記憶違いと思われる）。羽田が「齒ガユキコト限り無シ」日記に記したときはまだ契約すら結ばれておらず、焦燥感を抱いていたのであろう。

埋め戻して契約を解除したというのが崖上の住宅に影響はなかったのだろうか、業者が雇っていたという朝鮮人労働者はその後どうなったのだろうか、そもそも「吉田山防空壕」はどこにあったのだろうか。80年近く経過した今となっては、いずれも明らかにするのが困難になってしまった。